

IVF-D に関する同意書

私たち夫婦は、精子提供による生殖補助医療のガイドライン

https://www.haramedical.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/12/guidelines_d.pdf を読み、IVF-D 説明会に参加した上で、精子提供による体外受精（以下 IVF-D）について説明を受けました。夫婦それぞれの自由な意思の下に一致した意見で IVF-D を受ける事を希望し、以下の内容に同意します。

※IVF-D について、下記事項について質問や再確認したいことがなければ、左端の患者□欄にチェックを入れ下記に署名して下さい。

1. ☐ 日本産科婦人科学会では、精子提供による治療を人工授精までとしています。当院で精子提供による体外受精を行うことは、当院独自の取り組みであり、何等かの問題が生じた際に当院以外の医療機関や学会などをはじめ、他に支援を求めることができない可能性があります。
2. ☐ 精子提供による生殖補助医療を規制する法律が成立（施行）した場合、夫婦や子どもへの心理的な支援や、保険適用などの経済的支援が提供される可能性があります。しかし、法律が成立（施行）する前に開始した治療や、法律が成立（施行）した後であっても、その採卵が法律成立（施行）する前の場合は、これらの支援の対象外となる可能性があります。
3. ☐ 精子提供による生殖補助医療を規制する法律が成立（施行）した場合、法律が成立（施行）する前に凍結した胚を、法制化後に治療に使用できる保証はありません。
4. ☐ 精子提供による生殖補助医療を規制する法律が成立（施行）されるまでの間に移植された胚における精子ドナーは、当院とドナーの契約により非匿名です。**しかし、法律が成立（施行）されたあとの胚移植においては、当院とドナーの契約よりも法律が優先されるため、ドナーが非匿名の保証はなくなる可能性が高いです。**法律に伴い、ドナーは、子どもが接触を希望した時点で検討することができます。精子提供時は非匿名であっても、その後考えを変え、匿名（子どもと接触しない）という選択をすることができる見込みです。
5. ☐ IVF-D は、2023 年に「夫の死亡を医師に伝えずに精子提供による胚移植を実施した」という重大なガイドライン違反を発生させました。当院は、再度、重大なガイドライン違反が発生した場合には IVF-D を終了します。その際に、凍結胚がある場合でも同様です。また、今後発生するガイドライン違反の内容次第では、治療を一時停止する可能性もあります。さらに、夫婦単位においては、ガイドライン違反が確認された時点や、当院が必要と判断した場合には治療が終了します。
6. ☐ 日本産科婦人科学会をはじめとする産婦人科の学会では、精子提供による治療を人工授精までとしています。当院で精子提供による体外受精や、そのための治療を開始した後で、いつ、何時でも関係学会から治療の中止や中断を指示される可能性があり、当院の判断においてかかる指示に従う場合があること、この場合、治療は終了し、それまでにかかった治療費の返金はありません。
7. ☐ IVF-D の対象者、治療の流れについて、理解し納得しています。
8. ☐ 治療が可能な年齢制限は夫 50 歳以下、妻 44 歳以下です。夫が 51 歳になった時点、あるいは妻が 45 歳になった時点ですべての治療を終了します。凍結胚がある場合も同様です。なお、ガイドライン変更の移行期間措置の対象者に該当する場合は移行措置に沿って治療を行います。
9. ☐ 私たち夫婦は、IVF-D 説明会に夫婦揃って参加しました。
10. ☐ IVF-D で使用する精子について、十分な説明をうけ、条件に同意しました。提供される精子とその条件について十分に理解しています。
11. ☐ 2 回目以降の IVF-D 採卵は、凍結胚がない場合にしか行えません（＝貯卵はできません）。また、提供精子のストック状況によっては待機時間が発生する可能性があります。

12. ☐ IVF-D 採卵で得られた胚や、胚移植不成功でも余剰胚がある場合は、それぞれ3か月以内に胚移植をしなければいけません。妊娠、あるいは病気などの理由で3か月以上治療をあける必要がある場合は、必ず当院まで連絡が必要であり、4ヶ月以降は毎月の連絡が必須です。当院外で行われている治療については、診断書などの書類を提出していただきます。連絡なく3か月以上胚移植が行われなかった場合には、以後の治療はお断りします。また、余剰胚がある場合は更新は行いません。
13. ☐ 第一子出産後、余剰胚の凍結保存は49歳まで可能ですが、他方で精子提供による生殖補助医療は44歳までであることから IVF-D における凍結更新の有効性は44歳までです。（それ以上凍結継続しても治療に使用できません）
14. ☐ IVF-D で得られた胚は、理由に関わらず他院に移送することはできません。
15. ☐ IVF-D は、加齢により妊娠できない夫婦は対象になりません。治療を開始後、治療が成功しない原因が加齢にあると考えられる場合は当院の判断にて IVF-D を中止します。
16. ☐ IVF-D の費用について、説明をうけ、資料も受領しました。費用について理解しています。
17. ☐ 私たちは、IVF-D の胚移植の際、夫は eKYC（オンライン本人確認）の実施が必要なこと、eKYC には、最新情報に更新された運転免許証かマイナンバーカードが必要なこと、eKYC の手順について理解しています。eKYC が実施できなかった場合の対応については、eKYC よくある質問（FAQ）を夫婦で確認しています。最終的に eKYC が実施されなかった場合、胚移植は中止され、この胚の処分や再凍結の選択は妻のみの判断で可能とし、胚融解費用や胚再凍結費用などの関連費用は患者の負担となります。なお、胚移植中止により胚を再凍結する場合、胚にダメージが生じる可能性があることを理解しています。
18. ☐ IVF-D の胚移植を行った場合は、当院で hCG 検査を受けなければいけません。遠方の場合で地元の医療機関で hCG 検査をする場合には、結果の郵送が必要になります。
19. ☐ IVF-D にて妊娠した際、将来子どもが精子提供者と接触する際に必要な費用は夫婦が妊娠の段階で支払います。なお、子どもが18歳以上になり精子提供者との接触を希望しない場合は、この費用は子どもに返金されるため領収書の保管が必要です。
20. ☐ IVF-D は、生まれる子どもの健康を保障するものではありません。妊娠後は、必要に応じて、産院にて NIPT や羊水検査（出生前診断）をうけるのかどうか夫婦でよく相談する必要があることを理解しています。

上記事項を十分に理解し納得しましたので、私たち夫婦は精子提供による体外受精・顕微授精（IVF-D）を希望します。

医療法人社団暁慶会 院長 宮崎 薫殿

住所 〒	同意日 年 月 日
夫氏名（自署）	妻氏名（自署）
夫診察券番号	妻診察券番号

受領者	受領日	控え ☐ 患者 ☐ 当院 ☐ 郵送
	/	